

業務管理体制整備に関する届出

介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービス確保を行うことができるよう、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられています。

I まだ業務管理体制に係る届出を行っていない皆様へ

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となります。
(新たに介護サービス事業を始められる場合は、速やかに届出をお願いします。)

1 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)		
法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定又は許可を受けている事業所等の数(みなし事業所を除く)		

※同一事業所が、例えば短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

2 届出先は事業所等の所在地、法人の主たる事務所の所在地により異なります。

※ 法改正により、令和3年4月より届出先区分が変更します。

区 分	届 出 先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事業所の所在地の都道府県
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市
④ 地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村
⑤ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市 ※令和3年4月より
⑥ ①~④(※令和3年4月より⑤を含む。)以外の事業者	都道府県

④和歌山
⑤歌山市
当は

※③の同一「指定都市」に和歌山市は該当しません。

II 既に業務管理体制に係る届出を行っている皆様へ

○ **法改正により、令和3年4月以降2の届出先区分が「都道府県」から「中核市」に変更となる事業者については、既に旧の届出先(和歌山県)に届出している場合は、新たな届出先(和歌山市)に届出を行う必要はありません。**

○ 指定を受ける介護サービスの種類が増えることにより、1の整備すべき業務管理体制の内容が変わった事業者は、業務管理体制整備に係る変更届を提出する必要があります。

○ 本市の指定を受けることにより、2の届出先区分が変更となる事業者については、変更前と変更後の行政機関両方に届出をする必要があります。

国への届出については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

和歌山県への届出については、和歌山県のホームページ(きのくに介護deネット)をご覧ください。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

和歌山市への届出については、和歌山市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003143.html>